

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和4年1月12日(水) 午前10時00分

☆ 会議室 正庁1・2

| ☆ 協議事項 | 結果 |
|--|--------|
| 1 まちづくり討論会について | 左記のとおり |
| 大学生で作る「学生団体 Y i e l d (イールド)」から、桐生市議会と、まちづくり討論会を行いたいという要望があり、協議した結果、令和4年1月28日(金)午後7時～午後8時30分、会場は桐生市役所正庁1・2、討論はグループ形式、テーマはイールドに任せることとし、詳細の調整については、正副委員長に一任されることが承認された。 | |
| 2 議会報告会・意見交換会について | 左記のとおり |
| 令和3年第4回定例会の議会報告会・意見交換会については、令和4年2月7日(月)午後6時から菱公民館(講堂)とし、コロナ禍を考慮し、市民の参加者を定員35名の先着順とすることが承認された。 | |
| 3 議会モニター会議について | 左記のとおり |
| 令和4年2月17日(木)午後7時から桐生市役所正庁1・2での開催することが承認された。 | |
| なお、これまでの協議事項「まちづくり討論会」「議会報告会・意見交換会」「議会モニター会議」について、新型コロナウイルス感染状況によって、中止や変更などの判断が必要な場合は、正副委員長に一任されることが承認された。 | |
| 4 議会モニター意見の検証について | 左記のとおり |
| 議会モニターからの意見・感想等への回答については、正副委員長案を配布し、意見がある場合、1月21日までに議会事務局へ提出してもらうこととした。その後、ホームページに掲載することが承認された。 | |
| 5 議会基本条例について | 左記のとおり |
| 第23条「議会は、議会による事業仕分けその他の政策評価を研究します。」については、「事業仕分けその他の」の文言を削除。また、第26条第3号「議会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催します。」については、条文を削除した「桐生市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表」、 | |

| | |
|---|---------------|
| <p>「桐生市議会基本条例の一部を改正する条例」、「桐生市議会基本条例逐条解説抜粋」の改正案を作成した。この件については、令和4年第1回定例会において、議案として提出することが承認された。</p> | |
| | |
| <p>5 その他</p> | <p>左記のとおり</p> |
| <p>まちづくり討論会について協議を行った。3月24日（木）に実施される桐生地区新入社員研修会の中で、「まちづくり討論会」を開催することとし、詳細の調整については正副委員長に一任されることが承認された。</p> | |
| | |
| | |